(33)に掲げる地点から一〇五度五〇分一七・〇メートルの地点
(34)に掲げる地点から一五度五〇分六五・〇メートルの地点
(35)に掲げる地点から二〇度五五分六六・〇メートルの地点
(36)に掲げる地点から二三度一〇分六五・〇メートルの地点
(37)に掲げる地点から二三度一〇分六五・〇メートルの地点
(38)に掲げる地点から一四度〇八分六〇・〇メートルの地点
(39)に掲げる地点から八度五〇分六三・〇メートルの地点
(40)に掲げる地点から一四度一二分六一・〇メートルの地点
(41)に掲げる地点から二三度三四分六一・〇メートルの地点
(42)に掲げる地点から二二度四八分六三・〇メートルの地点
(43)に掲げる地点から一一度三一分六二・〇メートルの地点
(44)に掲げる地点から二六度四七分六九・〇メートルの地点
(45)に掲げる地点から一六度三七分七〇・七メートルの地点
(46)に掲げる地点から三八度〇〇分二八・〇メートルの地点
(47)に掲げる地点から三二〇度二〇分四三・〇メートルの地点
(1)に掲げる地点から三二〇度二〇分四三・〇メートルの地点
次に掲げる地点を順次結んだ線及び(48)に掲げる地点と(77)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海岸保全区域の区域
(48)鳴門市撫養町黒崎字磯崎の標示鋲（北緯三四度一一分四〇・九七三三秒、東経一三四度三五分五〇・三二六四秒）から一〇八度九五分五〇秒一三七六・九一メートルの地点
(49)に掲げる地点から一二九度〇〇分四六・〇メートルの地点
(50)に掲げる地点から一四一度四五分一三九・〇メートルの地点
(51)に掲げる地点から一四三度三〇分三九・〇メートルの地点
(52)に掲げる地点から一二四度三〇分一二・〇メートルの地点
(53)に掲げる地点から一二三度三〇分二七・〇メートルの地点
(54)に掲げる地点から四二度三〇分八・〇メートルの地点
(55)に掲げる地点から一二三度三〇分一八〇・〇メートルの地点
(56)に掲げる地点から二一三度三六分一三・〇メートルの地点
(57)に掲げる地点から一二〇度〇四分六・〇メートルの地点
(58)に掲げる地点から二一四度二五分一七・〇メートルの地点
(59)に掲げる地点から一二三度〇七分五二・〇メートルの地点
(60)に掲げる地点から一二三度一九分九・〇メートルの地点
(61)に掲げる地点から一二三度〇九分一七・〇メートルの地点
(62)に掲げる地点から三〇度一二分一二・〇メートルの地点
(63)に掲げる地点から一〇四度五七分二・〇メートルの地点
(64)に掲げる地点から三三度五〇分一・〇メートルの地点
(65)に掲げる地点から一〇四度三二分三〇・〇メートルの地点
(66)に掲げる地点から二九度五五分三・〇メートルの地点
(67)に掲げる地点から三〇〇度三六分〇・五メートルの地点
(68)に掲げる地点から二九度三七分八・〇メートルの地点
(69)に掲げる地点から一二九度〇〇分一八〇・〇メートルの地点
(70)に掲げる地点から三九度〇〇分五六・〇メートルの地点
(71)に掲げる地点から三九度〇九分六一・〇メートルの地点
(72)に掲げる地点から三度〇七分三九・〇メートルの地点
(73)に掲げる地点から三五度〇四分三一・〇メートルの地点
(74)に掲げる地点から三三度〇〇分三五・〇メートルの地点
(75)に掲げる地点から三七度四六分六三・〇メートルの地点
(76)に掲げる地点から四九度二二分六九・〇メートルの地点
(77)に掲げる地点から二七度五七分六七・〇メートルの地点

○国土交通省告示第八百八十四号

平成三十年度における公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第十六条第二項の規定による近傍同種の住宅の家賃及び同法第四十四条第一項の規定による譲渡の対価に係る公営住宅法施行規則（昭和二十六年建設省令第十九号）第二十三条に基づき国土交通大臣が地域別に定める率を次のように定めたので、告示する。

平成二十九年九月二十九日

国土交通大臣　石井　啓一

住宅の構造	昭和	二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八	二九	三〇	三一	三二	三三	三四	三五	三六	三七	三八	三九	四〇
建設年度																					
北海道地区に適用される率		—	—	—	一〇・〇七	九・二五	九・四八	八・三五	七・二九	七・一七	七・九二	七・八四	七・八四	八・一五	七・九二	七・一一	五・九六	五・七一	五・六八	四・八八	四・七三
東北地区に適用される率		五〇・二	二九・九五	一五・七七	一五・三三	一四・〇三	一三・七三	一一・五五	九・九三	八・七一	九・二四	八・九七	八・九五	八・一五	七・九二	六・八一	五・八一	五・五〇	五・三三	四・八四	四・九三
関東地区に適用される率		五三・四四	三一・二七	一六・九四	一六・二九	一五・〇七	一三・〇九	一二・〇七	一〇・三六	九・八三	九・五四	八・八五	八・八五	八・八九	八・三五	七・七九	六・三一	六・一三	六・〇九	五・八六	五・三三
北陸地区に適用される率		四九・三三	二九・四四	一五・四七	一四・九六	一三・七七	一二・九五	一二・一四	一〇・八一	九・八九	八・九五	八・八五	八・八三	八・三三	七・七五	七・三三	六・〇一	五・六三	五・四六	五・一〇	四・九五
中部地区に適用される率		五三・三三	三一・一六	一六・八五	一六・二八	一五・〇九	一四・九七	一三・四六	一二・四五	一〇・五八	一〇・二三	九・九三	九・九三	八・八三	八・三三	七・五〇	六・九八	五・九八	五・六〇	五・二〇	五・五九
近畿地区に適用される率		五三・七三	三一・〇六	一六・八四	一六・二九	一五・〇一	一三・五四	一二・八九	一〇・六五	九・九七	八・八五	八・九三	八・九八	八・一五	八・八一	七・三五	六・九四	五・九四	五・六八	五・二七	五・五七
中国地区に適用される率		四六・三〇	二七・八五	一四・六一	一四・〇九	一三・九六	一二・六五	一一・一三	九・六七	八・八五	九・三八	八・三八	八・三八	八・二六	八・二六	七・三五	六・九九	五・九五	五・四四	五・二七	五・一三
四国地区に適用される率		五五・一三	三三・〇八	一七・三三	一六・七六	一五・四一	一四・二七	一三・一六	一〇・七四	九・五三	一〇・〇三	一〇・〇三	九・五五	九・六六	九・六六	八・四五	六・九八	五・八七	五・五三	五・三七	五・三七
九州地区に適用される率		五一・四七	三〇・七一	一六・一〇	一五・五五	一四・七七	一三・七七	一二・九八	一〇・〇五	九・〇八	八・〇六	八・〇六	七・八五	七・九八	七・九八	六・九九	六・〇九	五・九四	五・五四	五・二九	五・三〇